

## 第6章 景観形成の推進体制

### 1. 参画と協働による景観づくり

美しい景観形成の推進のためには、市民一人ひとりが景観形成を担っていることを認識することが重要であります。

そのため、市民・事業者・行政など多様な主体が、それぞれの役割を認識しつつ、参画・協働しながら地域の景観形成に取り組む「参画と協働の景観づくり」を推進することが必要であります。

#### (1) 市民の役割

- ・郷土の景観に関心をもつ
- ・清掃・美化活動、前庭緑化など身近なところからの景観づくりに取り組む
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

#### (2) 事業者の役割

- ・産業活動において、周辺との調和に十分配慮した景観形成に努める
- ・清掃・美化活動、前庭緑化など身近なところからの景観づくりに取り組む
- ・地域や各種団体、行政等による景観づくりに参画・協働する

#### (3) 行政の役割

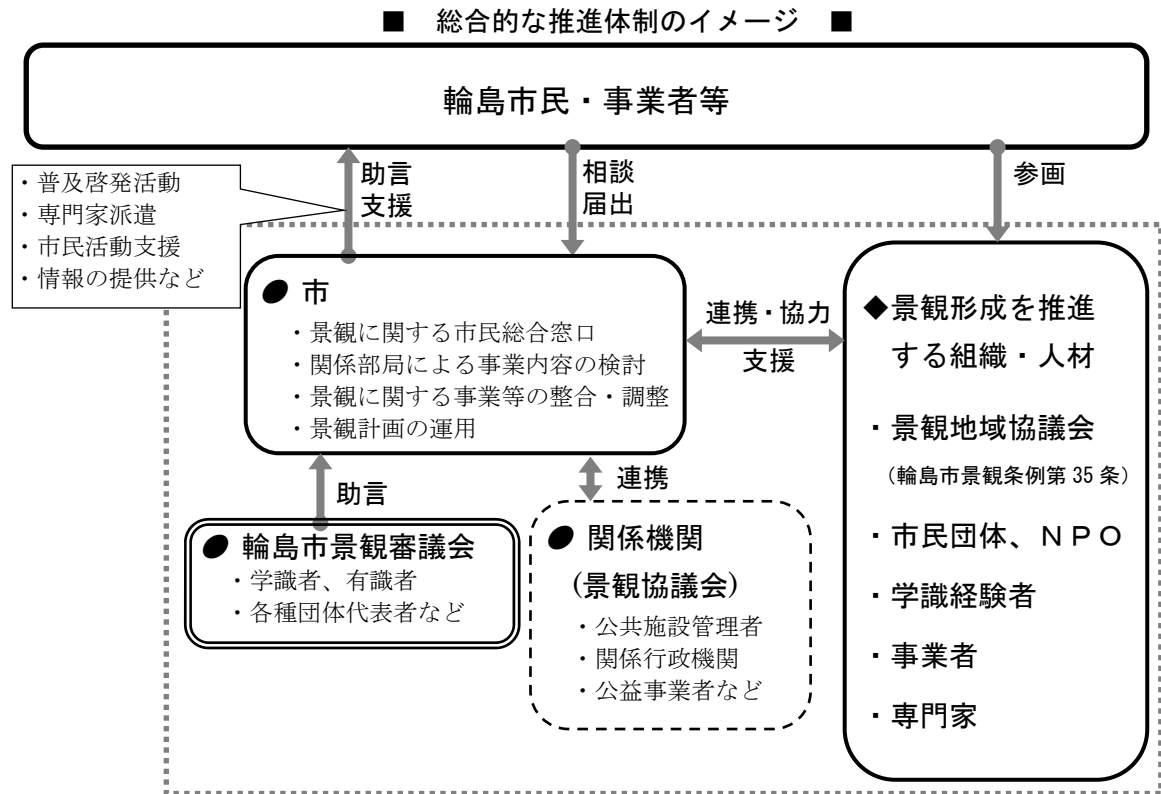
- ・良好な景観の保全・創出に先導的な役割を担う
- ・景観計画に関連する施策や事業を総合的に活用・推進する
- ・景観に関する助言、指導の強化
- ・景観づくりに対する市民・事業者の意識高揚を図る
- ・市民、事業者、地域、各種団体等の景観活動を推進・支援する
- ・景観に関する総合窓口の充実や庁内連携体制の強化

#### ■景観づくりに対する市民・事業者の意識高揚のための施策例■

- 景観フォーラム、シンポジウム開催
- 景観づくりリーダーの育成
- 景観づくり表彰制度の創設
- 小中学生への景観学習、ふるさと学習の充実（副読本作成）
- 景観ワークショップの開催
- 景観情報誌の発行
- 景観フォトコンテストの継続、写真集の発行

## 2. 景観形成の推進体制

良好な景観形成を推進するため、景観づくりに関わりを持つ市民や事業者、各種団体、施設の所有者や管理者など、多様な利害関係者間の連携や協力が不可欠であり、景観計画の実効性確保のために、市民・事業者・市の協働による総合的な体制で推進しています。



### (1) 景観審議会 (輪島市景観条例第 36 条)

市の景観行政に関する審議機関として、学識経験者や市民代表者等によって構成される「輪島市景観審議会」を設置しています。景観審議会において、景観計画の策定・見直しや、景観法など景観に関する各種制度を活用した景観の保全・育成等に関する審議を実施します。

### (2) 景観協議会 (景観法第 15 条)

景観協議会は、景観形成に関わりを持つ様々な立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観行政団体・景観重要公共施設の管理者などで組織するものであり、必要に応じて関係行政機関や観光・商工・農林漁業・電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業者、さらに住民などを加えて、良好な景観形成のための活動に参画し、幅広い内容について協議できるものとしています。

本市においては、管理者等が多岐にわたるものや行政間の連携が必要なものなどで、景観形成のための総合的な推進組織が必要な場合には、この法定協議会の制度を活用し、景観形成に取り組むことができるものとします。

**(3) 景観地域協議会**（輪島市景観条例第35条）

景観地域協議会は、景観計画区域において景観形成を図るために必要な協議を行うため、当該地区の住民その他景観形成の促進のための活動を行う者で構成し、市長の認定を受けて組織することができるものとしています。